子どもアドボカシーの理念と原則

堀　正嗣

Ⅰ　子どもアドボカシーの４理念

子どもアドボカシーの理念

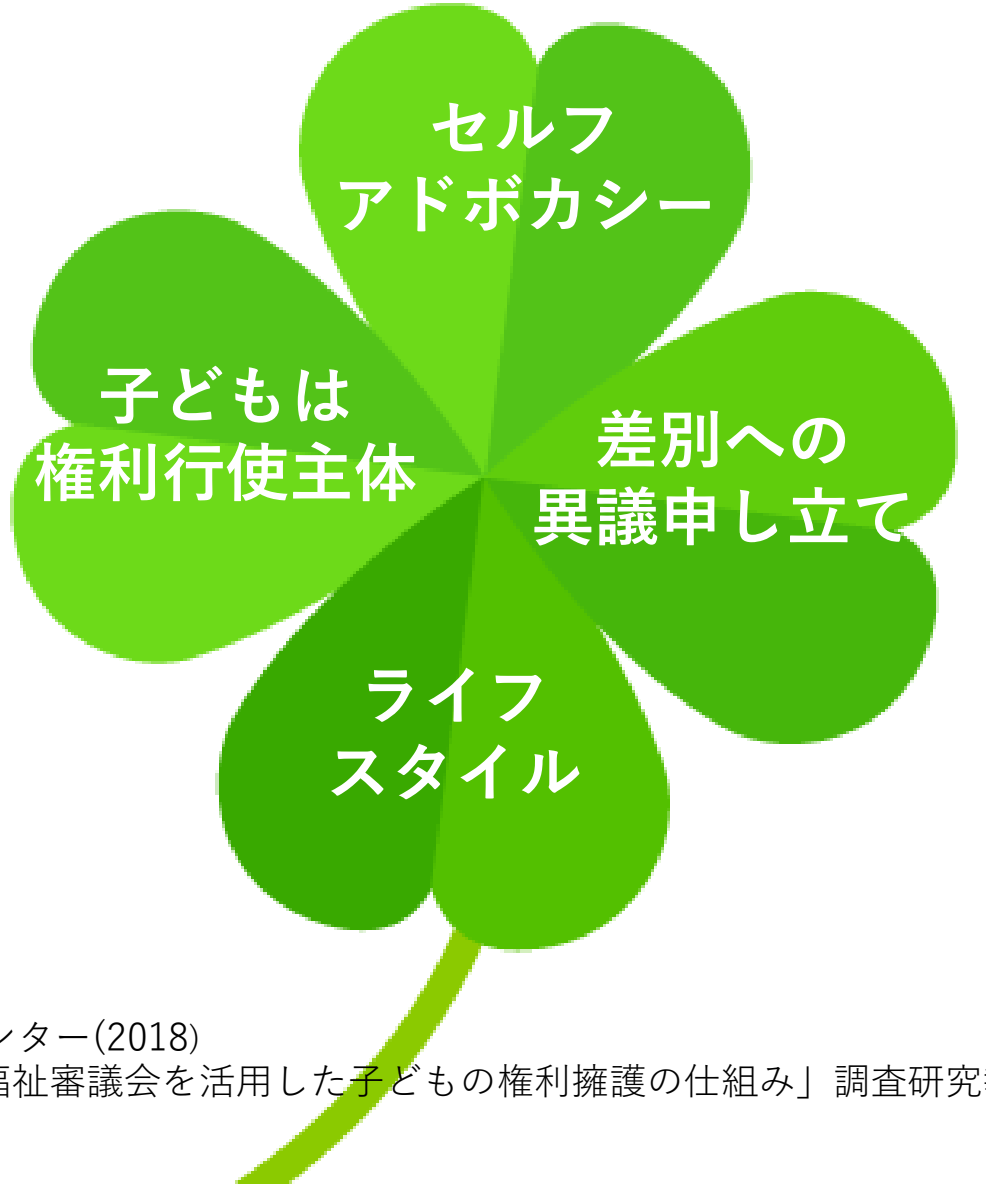

子ども情報研究センター(2018)
『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

理念1：アドボカシーの本質としてのセルフアドボカシー

- 代理人アドボカシー＝弁護士・ソーシャルワーカー、保護者など第三者が中心となって代弁する形態
- セルフアドボカシー＝権利の主体が中心になって、単独であるいは集団で声を上げる形態／「個人またはグループが、彼らのニーズと利益を求めて自ら主張し、あるいは行動する過程」（ベイトマン）

「水平社宣言」(1922)から学ぶ

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐（いじ）められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾らの爲めの運動が、何等（なんら）の有難い効果を齎（もた）らさなかつた事實は、夫等（それら）のすべてが吾々によって、又他の人々によつて毎（つね）に人間を冒涜されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦（いたわ）るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を堕落させた事を想へば、此際（このさい）吾等（われら）の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

障害者のセルフアドボカシーから学ぶ

・1970年代に障害当事者が「自立と解放」を求めて差別と闘う障害者解放運動が展開され、保護の対象から権利の主体へと転換。部落解放運動、女性解放運動等に影響を受ける。

・1980年代にアメリカの自立生活センター（CIL）運動が日本に導入され、セルフアドボカシーという言葉を知る。当事者によるピアアドボカシー、障害者運動によるシステムアドボカシーが展開。（A Voice Of Our Own, Nothing About Us Without Us がスローガン）

・知的障害者（ピープルファースト）、精神障害者のセルフアドボカシーが発展

理念2：権利行使主体としての子ども

百人の子どもは百人の人間だ。それは、いつかどこかに現れる人間ではない。まだ見ぬ人間でもなく、明日の人間でもなく、**すでに今、人間なのだ。**小っちゃな世界ではなく、世界そのものなのだ。小さな人間ではなく、偉大な人間。「無垢な」人間ではなく，人間的な価値，人間的な美点，人間的な特徴，人間的な志向，人間的な望みを確かに持った存在なのだ」（日本ヤヌシュ・コルチャック協会ホームページより）

・「Becoming の子ども観」から「Beingの子ども観」へ

・『小さな同時代人』（斎藤次郎）としての子ども

理念3：子ども差別への異議申立としてのアドボカシー

子ども差別とは、子どもは所有物であり、おとなのニーズに奉仕させるために管理し、隷属させ、殺害することもできるという信念に基づく、子どもへの偏見である。（Young-Brueh:2012:37）

子ども達は社会によって組織的に虐待され、軽蔑されている。そうした抑圧を直接的に行うのはおとなである。子どもへの抑圧の土台は軽蔑である。抑圧の具体的な現れは、組織的な無力化、声や敬意の否定、身体的虐待、情報を与えないこと、誤った情報を与えること、力の否定、経済的依存状態、権利の欠如、高い期待の欠如、以上のもののあらゆる組み合わせである。（Sazama ら 2001:3）

独立アドボケイトは、意思決定における子どもの参加権を促進し、子どもの意見が、それがどのように表現されているものであっても、周囲の意見と同じように重視され聴いてもらえるように働きかけるものであり、そのことによって権力関係に意義申し立てを行う立ち位置にいるのだ。(Martin & Franklin, 2010)

理念4：アドボカシーはライフスタイル（生き方そのもの）

アドボカシーは技術ではありません。介入の戦略でもありません。実践の道具でもありません。効果的なアドボケイトになるためには、自分が行うすべての行動にアドボカシーの心情や行動規範、価値観が一貫して貫かれている必要があります。自己像、アイデンティティ、自分の人生の生き方などと統合された、切っても切れない一部になっていなければならないのです。

(オンタリオ子どもアドボカシー事務所、菊池幸工訳：畑千鶴乃・大谷由紀子・菊池幸工(2018)『子どもの権利最前線｜カナダ・オンタリオ州の挑戦』 かもがわ出版、所収)

Ⅱ　子どもアドボカシーの６原則

子どもアドボケイトってなぁに？

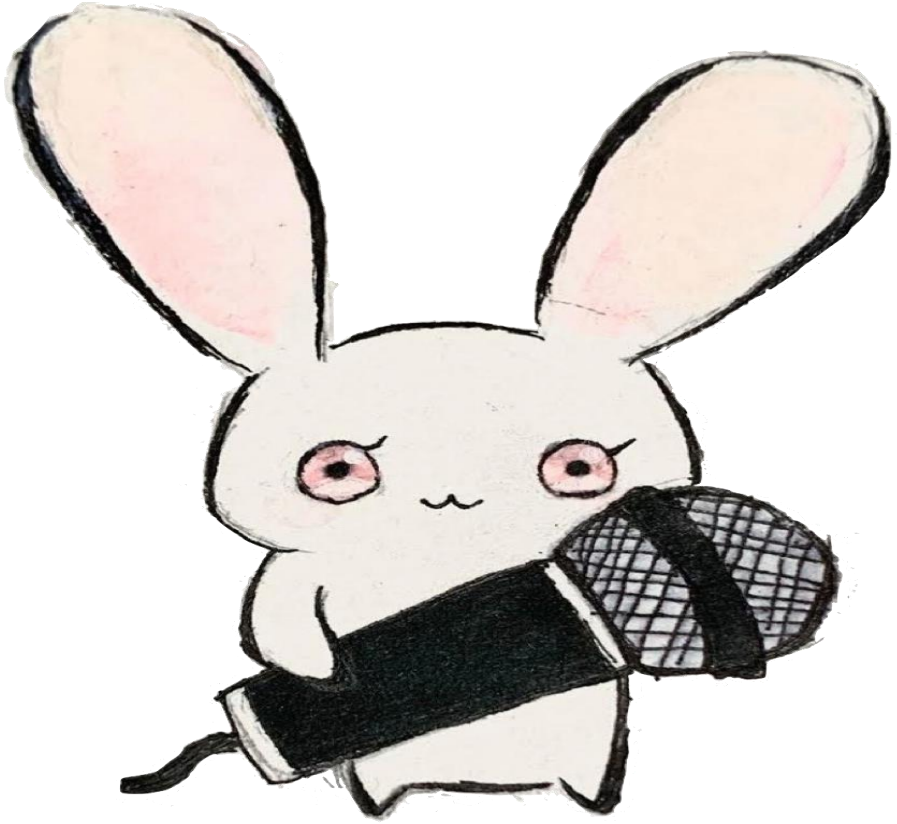

あぷりこっとさんが描いてくれた【みみうさ】

【アドボケイト説明アニメ】 - YouTube

アドボカシーのプロセス

傾聴（気持ちも含めて）

→ 意見形成支援

→ 意見表明支援／代弁

→ 施設からの回答

→ 子どもへの情報提供

→ 傾聴（気持ちも含めて）

子どもアドボカシーの6原則

子ども情報研究センター(2018)
『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの原則

子どもがアドボカシーの過程を導く。アドボケイトは、
子どもの表現された許可と指示のもとのみに行動する。
それが「子どもの最善の利益」についてのアドボケイトの
意見とは異なる場合でさえそうするのである。

(Department of health=2009;S1.2)

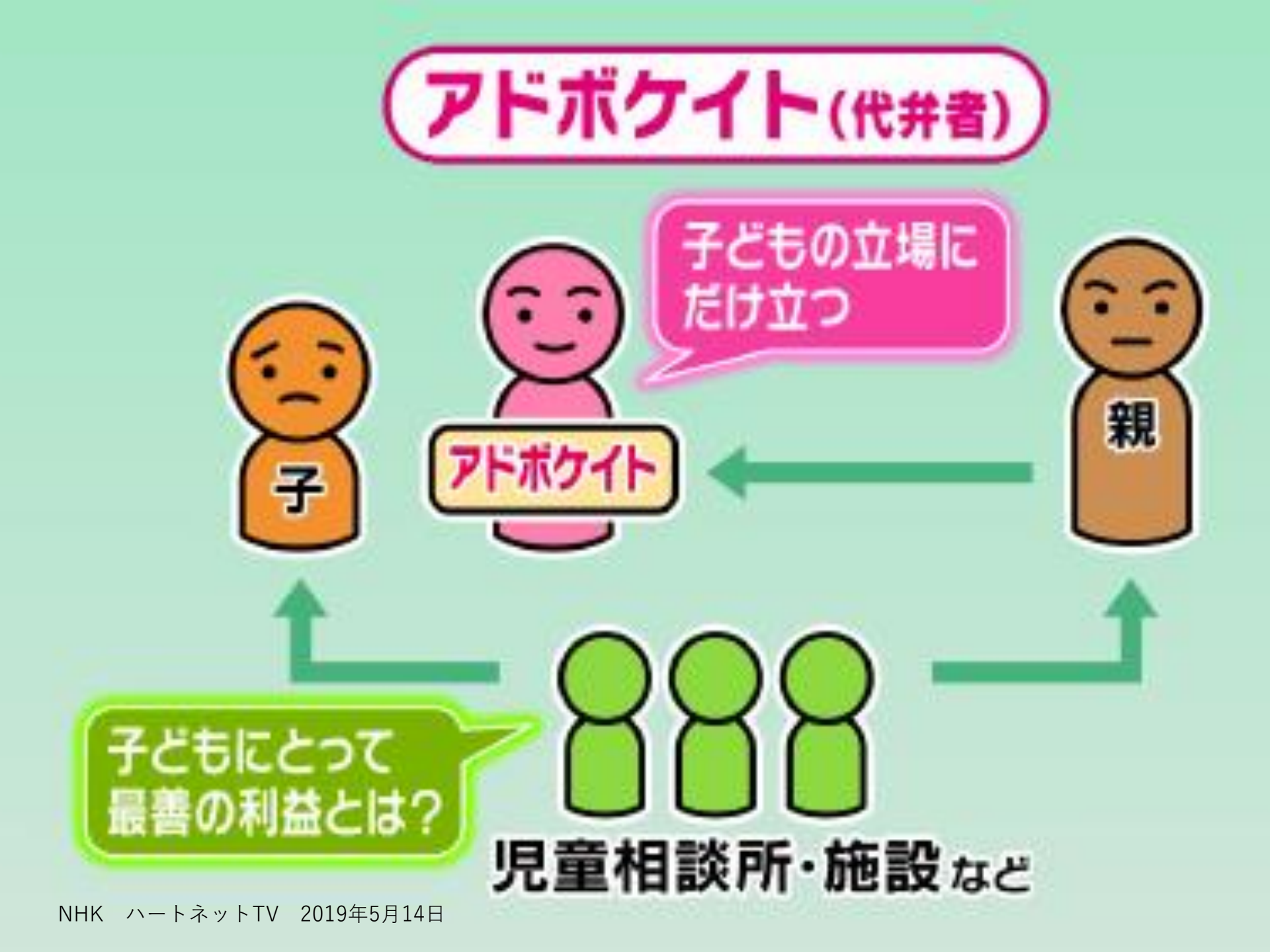

NHK　ハートネットTV　2019年5月14日

笛　「『分かるように説明して』のサイン」

Hilary Horanより許可を得て掲載

子どもアドボカシーの原則

肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼…)をもって、外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ…)と内的抑圧の両方を取り除いていくこと。

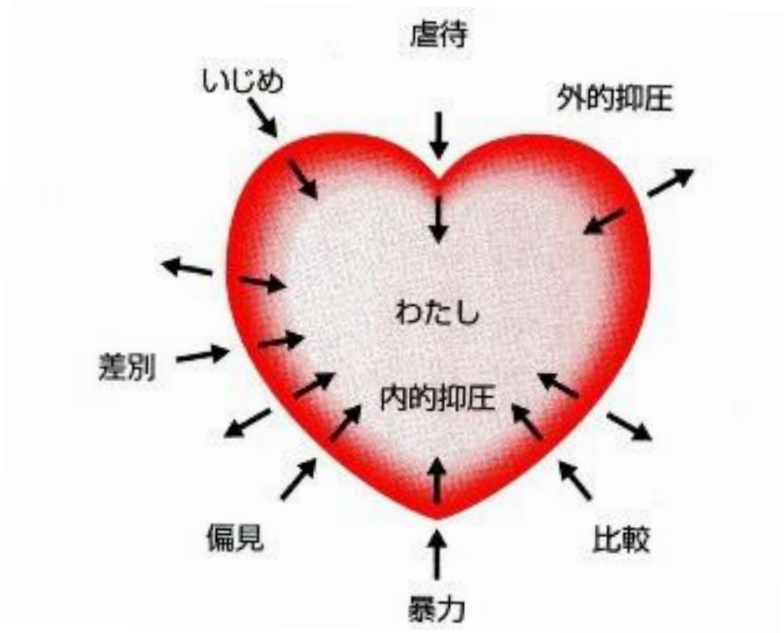

森田ゆり(1996)『子どもと暴力』

子どもアドボカシーの原則

アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体から独立して設立され運営される。そのことによってアドボケイトは子どものために働き、すべての利害の対立から自由であると子どもは信じることができる。(Department of health=2009;S6)

子どもアドボカシーの原則

プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしにはサービス外に漏洩しない。ただし子ども自身や他の人に「重大な侵害」が及びことを防ぐために必要な場合や、裁判所が命じた場合にはこの限りではないことも子どもに伝える。情報を破棄するときはその旨を子どもたちに伝えることを保証する。

(Department of health=2009;S7)

言いたくないことは目の前で廃棄
：シュレッダー準備

子どもアドボカシーの原則

・障害を持つ子供及び黒人や他の民族マイノリティの子ども
と接触し、かかわりをもつための積極的な行動をとる。

・性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、
セクシュアリティを理由にアドボカシーサービスへのアク
セスと効果的な参加を妨げられる子どもがいないようにす
る。このことは例えば、アドボカシー事務所を訪ねること
ができない子どもの場合には、子どもが望む場所でアドボ
会えるようにすることを意味している。

・障害児と乳幼児のコミュニケーションニーズに特別な関心
を払う。そこには乳児と重複障害、知的障害の子どもが
含まれている。

(Department of health=2009;S3)

子どもアドボカシーの原則

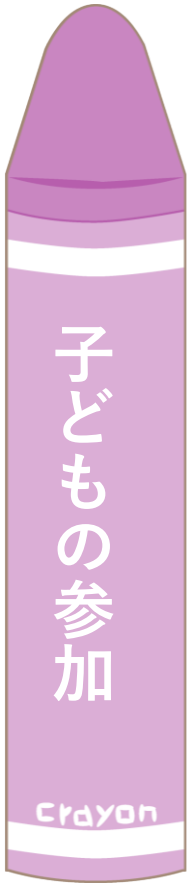

「私たち抜きに私たちのことを語るなかれ」

アドボカシー活動に子どもが参加することにより、

活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

(参加場面の例)

・アドボケイトの募集・採用・研修・査定

・アドボカシー実践への助言

・広報

・サービス評価

・ケアリーバーアドボカシー